



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

ボランティア活動保険・もし事故が起きたら

例年、多くの皆さまにボランティア活動保険にご加入いただいておりますが、令和元年度もボランティア活動保険の事故が約2,200件発生しています。平均すると、1日当たり6件以上の事故がどこかで発生していることになり、皆さまの周りでも発生している可能性があります。万が一、ボランティア活動中や往復途上に事故が発生した場合に備えて、事故の際の手続きや注意事項についてご案内しますので、ご参照ください。

よくあるご質問(Q&A)

Q1. ボランティア活動中にケガをし、治療のために通院している場合、ボランティア活動保険の必要な手続きは？

A1. ご加入の社会福祉協議会へ右記の必要事項についてすみやかに報告を行ってください。その後、保険会社の事故担当者から保険金請求手続き等についてご案内しますので、その案内に従ってください。

*取扱いがボランティア活動の場合は活動地の社会福祉協議会または近隣のボランティアセンターへ報告してください。

Q2. ケガのため病院で治療を受け、治療費がかかりましたが、補償の対象となりますか？

A2. ボランティア活動保険は治療費実費を補償するものではありません。治療を受けた場合は通院(入院)日数に応じて保険金を算出して、お支払いします。

Q3. ケガの保険金を請求する場合、必ず診断書が必要ですか？

A3. 保険金請求額が10万円以下の場合診断書は不要です。代わりに書様として治療状況申告書及び診察券等のご提出をお願いします。

Q4. 自転車で活動に向かう途中で事故が発生した場合、補償の対象となりますか？

A4. 本人のケガ、相手方への賠償ともに補償の対象となります。

*原則自転車の場合には相手方への賠償は自転車保険の対象となります。

Q5. 保険金の請求に時効はありますか？

A5. 事故発生時より3年で時効となり、保険金請求権は消滅します。

事故のご連絡の際の必要事項

- ご加入者(被保険者)の氏名、住所、電話番号
- 活動の内容
- 事故発生の日時、場所
- 事故の原因、状況
- ケガの程度、病院名、電話番号(傷害事故の場合)
- 相手方の氏名、住所、電話番号、ケガまたは損害の程度(賠償事故の場合)

ご注意ください!

- 事故発生日から**30日以内**に保険会社へ事故報告をいただかないと保険金のお支払いに支障が生じる場合がありますので、ご注意ください。
- 賠償事故の場合は、示談に際して予め保険会社の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。保険会社の承認なしに示談された場合、保険金をお支払いできなかったり、削減してお支払いする場合があります。
- グループの会則に割り企画・立案されたボランティア活動、もしくは社会福祉協議会に届け出た活動であるかを必要に応じて、確認させていただく場合があります。

■この内容は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■取扱代理店 株式会社福祉保険サービス ■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
 〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154
 受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除く) 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除く)

「ふくしの保険ホームページ」(URL <https://www.fukushihoken.co.jp>)